

大崎市こども計画（中間案）に対するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施期間

令和6年11月20日（水）から令和6年12月16日（月）まで

2 意見の提出状況

提出者4人，提案件数6件

3 意見内容等

No.	関連箇所	意見の概要	意見等に対する本市の考え方
1	35 ページ 第4章 施策の展開 基本目標1（1）	妊娠中は，ホルモンの変化による影響で，歯肉が腫れ，歯周病が進行しやすくなります。歯周病が進むと胎児の発育にも影響を及ぼしますし，低出生体重児のリスクも高めます。 口腔内感染の早期発見・予防のため，また，母体と胎児の健康を守るため，妊婦歯科健診の実施及び歯科医院への受診をより広めていただきたいと思います。	妊娠中は，女性ホルモンのバランスの変化やつわりによる歯みがき不足などが原因で，歯肉が腫れやすくなったり，むし歯になりやすい状態となります。 大崎市では，母子健康手帳と一緒に配布している「母子健康手帳別冊」により妊婦歯科健康診査受診券を交付しており，妊娠期間中に1回，少ない自己負担費用で受診できる取り組みを行っています。引き続き，母子健康手帳交付の時点での周知・啓発に努め，母親と生まれてくるこどもの歯と口の健康づくりにつなげてまいります。 本計画の基本目標1（1）②妊婦健康診査の充実の「■主な取り組み内容」に当該事業を記載しているところですが，妊婦歯科健診の重要性をより明確にするため，説明文にも内容を追記いたします。

No.	関連箇所	意見の概要	意見等に対する本市の考え方
2	41 ページ 第4章 施策の展開 基本目標1（4）	大崎市内における小児科が不足していると感じています。小児科が混雑しているため、受診を控えてしまうことがあります。また混雑していることで、他の病気をもらってしまうリスクも考えてしまいます。 内科でもある程度は診てもらえるとは思いますが、やはり、小児科のほうが安心できます。 以前は、大崎市民病院の小児科は、紹介状なしに診てもらえたかと思いますが、現在はその制度がなくなり、残念に思います。 いざというときに受診できる病院が多いことは、子育てするうえで非常に安心できるポイントです。 自治体として、小児科の充実を目指していただけると嬉しく思います。	市内において小児科を標榜しているのは、4病院13診療所となっており、大崎市民病院が独自で行っている研修会を受講し、希望のあった医療機関を登録している「こどもサポート医」や、小児の診療に対応できる医療機関を含めると、約30の医療機関が各地域における一次小児医療を担っています。 また、大崎市民病院の分院及び診療所では、総合診療の中で一次小児医療にも対応しており、大崎市夜間急患センターにおきましても小児の診療に対応しています。 一方で、小児科医の不足、特定の地域への小児科医の偏在が顕著になっています。 地域医療の充実については、限られた医療資源の中、大崎市医師会をはじめとする郡・市医師会、地域の医療機関の協力がなければ成り立ちませんことから、引き続き大崎地域全体で連携を図り、市民が安心して生活できる小児医療の提供体制の確保に努めます。 本計画の基本目標1（4）「③休日・夜間診療体制の確保を」④に繰り下げ、「③小児医療体制の確保」を追加します。
3	56 ページ 第4章 施策の展開 基本目標4（2）	市内で2種類の放課後児童健全育成事業が実施され、不公平な状況をつくっているのは問題です。個人的には、「学童保育」を「放課後児童クラブ」に移行させ、実施場所も小学校等に設置し、市が放課後児童健全育成事業を行うべきだと考えます。 計画期間中に「学童保育」をなくすのか、継続していくのか、どのようにしていこうとするのか、明記すべきだと思います。	学童保育につきましては、地域で組織する団体等が運営主体となっており、それぞれの地域の実情に応じて、これまで積み上げてきた努力や実績のもとに運営されています。しかしながら、近年では、こどもの数の減少や支援員の高齢化などにより、運営の継続が困難な地域も点在しはじめている状況にあります。 市といたしましては、学童保育の利用者が10人に満たない場合などを目途に、地域団体や保護者等の意向を確認しながら、統合・運営方法について検討してまいります。 本計画の基本目標4（2）「③放課後児童クラブの安定的な運営・充実」について、学童保育に関する記述を追加します。

No.	関連箇所	意見の概要	意見等に対する本市の考え方
4	5 ページ 第 1 章 5 計画の対象者	「子ども」と「こども」の表記があります。統一する又は用語説明に載せるなどがあると良いと思います。	本計画における「こども」の表記については、令和 4 年 9 月 15 日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室の事務連絡に基づき、特別な場合を除き平仮名の「こども」と表記しています。 特別な場合とは、例えば法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合、そのほか、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合などとしています。 （例）事業名：子ども・子育て支援事業、子ども医療費助成 本計画の 5 ページ 8 行目から、「こども」の表記についての説明を記載しており、用語説明に載せると二重の記載となるため、原案のとおりとさせていただきます。
5	24 ページ 第 2 章 6 こども・若者に関するアンケート調査	アンケートの回収率が低いように思います。アンケートを返信していない方が子育てにより課題を抱えているのではないかと思いますので、回収率を上げるような工夫が必要だと思います。	ニーズ調査及びアンケート調査の回収率につきましては、郵送による紙媒体回答方式としたものについては、半数に近い返送を受けたものの、パソコンや携帯電話による WEB 回答方式としたものについては、3 割に満たない回答率となりました。 無作為抽出でありますことから、対象者へは、はがきによる調査案内通知を郵送し、さらに、提出期限の 1 週間前を目途にもう一度、回答依頼のはがきを送付し周知を図ったところですが、WEB 回答方式については、想定以上に回収率が低い結果となりました。 しかしながら、回答のしやすさや郵送料、調査対象世代の年齢などの観点からも、今後は紙媒体での調査をなくし、WEB 方式に転換していきたいと考えておりますことから、次回、アンケート調査等を実施する際には、事前周知の方法の検討や質問項目を極力減らすなどし、回収率が上がるよう工夫してまいります。

No.	関連箇所	意 見 の 概 要	意見等に対する本市の考え方
6	25 ページ 第2章 7 こども・若者 に関する意見聴 取	子育てサークル・子育て支援講座参加者が少ないように感じます。サークルや講座に参加していない方がより子育てに課題を抱えているのではないかと思いますので、意見の収集方法について、検討してもよいのではないのでしょうか。	次回アンケート調査等を行う際には、より多くの参加者からの声を聴取できるよう、意見聴取の方法や回数などを検討します。 また、本計画の基本目標3（1）②の記載に基づき、SNSやアプリ等を活用したこどもの意見表明の機会の確保について、取り組みを検討してまいります。